

藤沢市教育委員会 12月定例会 会議録

日 時 2025年(令和7年)12月18日(木)

午後5時00分～午後5時35分

場 所 藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

1 開会

2 会議録署名委員の決定

3 前回会議録の確認

4 請願

(1) 請願7第2号 藤沢市内の小・中学校における「いじめ」をなくす取組についての請願

5 議事

(1) 議案第29号 藤沢市いじめ問題調査委員会委員の委嘱に係る期間の変更について

6 閉会

出席委員

1番 岩本 將宏
2番 飯盛 義徳
3番 種田 多化子
4番 石井 由佳
5番 井沼 隆史

出席事務局職員

教育部長 川口 浩平
教育部参事 坪谷 麻貴
教育部参事 石田 芳輝
教育指導課長 森谷 真佐美
教育指導課主幹 平田 憲司
教育指導課指導主事 林理絵
教育指導課指導主事 森 学

書記 小門前 清彦

午後 5 時00分 開会

- 岩本教育長 皆様、こんにちは。お待たせをいたしました。
定刻となりましたので、ただいまから「藤沢市教育委員会 12月定例会」を開会いたします。
- 岩本教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。
本日の会議録に署名する委員は、2番の飯盛委員、3番の種田委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- それでは、本日の会議録に署名する委員は、2番の飯盛委員、3番の種田委員にお願いをいたします。
- 岩本教育長 続きまして、前回の会議録の確認をいたします。
何かございましたでしょうか。
(訂正等発言：なし)
特にないようですので、了承することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- それでは、了承することといたします。
- 岩本教育長 次に、教育委員会に対し、請願が提出されましたので、請願 7 第 2 号「藤沢市内の小・中学校における「いじめ」をなくす取組についての請願」を議題といたします。
書記の説明を求めます。小門前教育総務課主幹。
- 小門前教育総務課主幹（書記） 請願 7 第 2 号「藤沢市内の小・中学校における「いじめ」をなくす取組についての請願」について、説明をいたします。（議案書参照）
議案書につきましては、1ページから3ページまでとなります。
議案書の3ページをごらんください。
請願者は、一般社団法人共存共栄クラブ代表伊藤豪氏。
1ページにお戻りいただきまして、[請願項目]につきましては、藤沢市内の小・中学校における「いじめ」の発生件数を減らすために、次の3つの事項の実施をお願いします。
1 藤沢市内の小・中学校における月間、年間の「いじめ」の認知件数を、藤沢市のホームページ内の目につきやすいところに公開すること

と。

2 その数値から数値目標を設定し、それもホームページで公開し、市民と共有すること。

3 市民と協力し、その目標を達成する努力をすること。
でございます。

[請願理由]、請願書提出日、請願者の住所氏名につきましては、記載のとおりでございます。

なお、請願者から、藤沢市教育委員会会議規則第9条に基づく意見陳述の申し出がございます。

以上で、請願の説明を終わります。

岩本教育長

書記の説明が終わりました。

藤沢市教育委員会会議規則第9条第3項において、「会議に付された請願書を提出した者は、委員会が認めた場合、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。」と規定しております。

請願者からの意見陳述を許可するかどうかについて、ご意見をお願いいたします。

井沼委員。

井沼委員

「委員会が認めた場合、教育長が許可する時間内において事情を述べることができる。」という規定がございますし、私は陳述を受けてもよろしいのではないかと思います。

岩本教育長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

飯盛委員。

飯盛委員

私も、同じ意見でございます。

岩本教育長

はい。

あとはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、同意見ということで、請願者からの意見陳述については、許可するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、請願者からの意見陳述については、許可することといたします。

=====

岩本教育長

それでは、請願者の方は、意見陳述席までお願いをいたします。

(職員誘導：請願者着席)

意見陳述について、説明をいたします。

請願者は、本請願における意見陳述を5分以内でお願いをいたします。

陳述は、着座のままお願いをいたします。

なお、冒頭、自己紹介をお願いいたします。

5分になりましたらベルが鳴りますので、速やかに終了をお願いいたします。

意見陳述が終了いたしましたら、請願者席にお戻りいただきまして、委員による請願の審議を行います。

それでは、意見陳述をお願いいたします。

伊藤 豪（請願者） 一般社団法人共存共栄クラブの伊藤豪と申します。よろしくお願ひいたします。

私が提出いたしました請願は、藤沢市内の小・中学校における「いじめ」をなくす取組についての請願で、請願項目が3つございます。

1つ目が、藤沢市内の小・中学校における月間、年間の「いじめ」の認知件数を、藤沢市のホームページ内の目につきやすいところに公開すること。

2つ目が、その数値から数値目標を設定し、それもホームページで公開し、市民と共有すること。

3つ目が、市民と協力して、その目標を達成する努力をすること、です。

補足説明ですが、1つ目の藤沢市内の小・中学校における月間、年間の「いじめ」の認知件数を、ということですが、藤沢市、市が管理している、管轄しているのは、公立の小・中学校だと思いますので、私立に関してはここには含まれない、もし難しいということでしたら、含まれないという考えであります。

それと、2番目の数値目標ですが、具体的な数値目標に関しては、藤沢市の実情に合わせて考える必要があると思うので、私ほうでは、特に何パーセントとか、そういう設定の仕方はいたしませんでした。

それと、3つ目も同じですが、市民と協力して、その目標を達成する努力をすること、と書きましたが、既に具体的に取り組まれていることがありましたら、そちらを行っていただいても全然構いませんし、新しく何かをされるのでも構いませんので、何かしらやっていただけたらと思っております。

私の、この請願の趣旨ですが、「いじめ」というのが、何しろ全国的に非常に多く起きていまして、今の日本における大きな問題の一つだと、私は認識しております。

これは、子どもたちの人生においてもよくないです、日本の未来に

おいても非常に問題があることだと思っているので、このたび請願をいたしました。

私の、その考えですけれども、別に藤沢市に文句があつて、こういう請願をしているわけではなくて、あくまで日本全体の「いじめ」を少しでも減らすべきだと、私は考えていまして、藤沢市でできることは何かと言つたら、市でできることはすごく限られているとは思いますけれども、一応公立の小・中学校に関しては、認知件数は把握していると思いますので、こちらを目につきやすいところに公開するというのは、簡単にできることなのだろうなと、私は考えているので、これをお願いしたいと思っております。

自治体によっては、例えば東京の武蔵野市、神奈川県の横浜市においては、いじめの認知件数を公表はしているのですが、検索をしてしっかり探さないと見つけることができないような場所にありますと、そういう場所にあると、一般の人は、基本的に目にすることがないので、私がお願いしたいのは、あくまでホームページの目につきやすいところに公開していただけたらと思っております。

あと、認知件数の受け止め方ですが、横浜市の場合ですけれども、これがいつだったのかはわからないのですが、認知件数5,000件だったのが、「いじめ」対策を積極的にやるということで、ちょっとした「いじめ」でも、ちゃんと上に挙げてほしいということで取り組んだら、5,000件だったのが2万件に増加したということがあるんですけども、私は、これはこれで、全然いいと思っています。

「いじめ」の認知件数を減らすというところ、そこに一生懸命になつてしまふと、本当は「いじめ」を認知しているのに、それを上に挙げないことにもなるので、まあこれで全然いいと思っています。

藤沢市でも、「いじめ」があるからいけないということではなくて、それは、積極的にいじめを上に挙げるよう、子どもたちにも教えているということでいいと思っています。

それと、繰り返しになりますが……

(5分経過のベル)

以上になります。ありがとうございました。

岩本教育長

それでは、請願者の方は、請願者席までお戻りください。

(職員誘導：請願者席に着席)

それでは、次に、請願に対する事務局の説明を求めます。

森谷教育指導課長。

森谷教育指導課長 請願7第2号「藤沢市内の小・中学校における「いじめ」をなくす

取組についての請願」につきまして、ご説明申し上げます。(議案書参照)

議案書の1ページから3ページをごらんください。

この請願は、藤沢市内の小・中学校におけるいじめの発生件数を減らすために、1 藤沢市内の小・中学校における月間、年間の「いじめ」の認知件数を、藤沢市のホームページ内の目につきやすいところに公開すること。2 その数値から数値目標を設定し、それもホームページで公開し、市民と共有すること。3 市民と協力し、その目標を達成する努力をすること、というものでございます。

主な請願理由につきましては、いじめをなくす上では、子どもたちと接点があり、身近な存在である地域住民による見守りや声かけが重要であり、市町村レベルのいじめの認知件数を公開することにより、多くの人がいじめを、今よりも身近なこと、自分事として捉えるようになると考えているものでございます。

次に、この請願に対する藤沢市教育委員会事務局の考え方につきましてご説明いたします。

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた子どもらの心身に与える影響は計り知れず、心にとても深い傷を残し、また、周囲の子どもたちや、いじめを行った子ども自身の健全な成長にも重大な影響を及ぼすものであると認識しております。

市では、平成27年に、「藤沢市子どもをいじめから守る条例」を制定、施行しており、条例には、市の責務、学校の責務、保護者の責務を規定し、また、学校以外の施設の役割、市民の役割、関係機関の役割も規定しております。

いじめ防止の取組には、学校だけでなく、家庭や地域との連携は欠かせないものと認識しております、今後も、これまで築いてきた協力関係を、より強固にしながら、全ての大人たちが社会全体で子どもを育てるという思いを一つにして、子どもたちの最善の利益に向け、しっかりと取り組んでいるところでございます。

こうした取組を進めていく中で、いじめの認知件数が増加していることにつきましては、法におけるいじめの理解が進み、学校が組織で対応し、いじめの初期段階において積極的に認知をしているものと捉えており、いじめの解消に向け早期に取り組むことにつながっているとの認識でございます。

また、藤沢市教育委員会事務局では、以前から児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校について、年間の状況を取りまとめ、その調査結果を市民の皆様に深く知っていただき、社会全体でいじめ防止対策について考

える契機とするため、結果について、本市のホームページに公表しているところでもございます。

以上のことから、請願項目にある対応ではなく、本市のこれまでの取組を継続することにより、いじめ防止に努めてまいりたいと考えております。

以上で、請願についての説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

岩本教育長 請願に対する事務局の説明が終わりました。

まず、事務局に対する質問がありましたら、お願ひをいたします。

井沼委員。

井沼委員 ご説明ありがとうございました。

私からは、今、実務的にいろいろと動いていらっしゃるというお話がありましたけれども、具体的にどのような形で動いているのか、ちょっと教えてほしいと思います。

岩本教育長 森 教育指導課指導主事。

森教育指導課指導主事 まず、市民の方々に広く周知するということに関しましては、教育委員会の教育指導課でもリーフレット等を作成して、家庭において未然防止に取り組んでもらえるように周知をしております。

また、いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法の趣旨に基づいて、いじめ防止に関する機関及び団体の連携を図ることを目的として、いろいろな団体の代表であったり関係機関の代表、あと、市民の代表の方もいらっしゃる協議会ですが、こちらの中で、いじめ防止もしくはいじめの早期発見、早期対応についてどのような対策がとれるか、また、社会全体でどのようなことが考えられるかということを協議し、それを市民の皆様もしくは関係機関に公表していくような取組を行っております。

井沼委員 ありがとうございました。

あと、もう一点だけ質問をよろしいでしょうか。

岩本教育長 井沼委員。

井沼委員 藤沢市のホームページで公開されているということでしたが、どこで公開されているのでしょうか。教えてください。

岩本教育長 森 教育指導課指導主事。

森教育指導課指導主事 教育委員会のホームページで公開されていますが、たどり着くのに、なかなか難しい部分もあるところも課題として捉えておりますので、今後は、市民の皆様にわかりやすいように、もっと見つけやすくわかりやすい工夫に努めてまいりたいと思います。

- 井沼委員 ありがとうございます。
- 岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。
- 飯盛委員 飯盛委員。
- 飯盛委員 先ほど、本市の活動、取組を継続して行うというお話が最後にありましたけれども、継続をしていく上で、今後、力を入れていきたいと思っておられるような、いじめ防止の活動については、今のところどういうことを考えていらっしゃるのかをお伺いできればと思います。
- 森教育指導課指導主事 まずは、いじめの問題を、先ほどの「認知」とありますが、積極的に認知するような体制を、学校と連携しながらとていただきたいと考えておりますし、いじめの大小にかかわらず、積極的に認知したものを見組織的に対応するという学校の組織力の向上にも努めてまいりたいと思っておりますので、年間で行っている学校の担当者会であったりだとか、また、学校へ赴いていじめ防止担当のスクールカウンセラーであったり、教育指導課指導主事が担当する研修会であったり、そういうものの内容を充実して、学校がどのような対応でも柔軟に取り組んでいけるようなことに力を注ぎたいと思っております。
- 飯盛委員 ありがとうございます。
- 岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。
- 石井委員 石井委員。
- 石井委員 ご説明ありがとうございます。
- 石井委員 ここ数年の変化というか、いじめが見えてくることに対して、教育委員会として、その変化にどのように対応していらっしゃるのかとか、あともう一点は、ご家族とか、そういう方々に周知していただくのに、先ほど「リーフレット」とおっしゃっておられましたけれども、ほかにはどのような方法で周知をしていらっしゃるのか、教えていただけたらと思います。
- 岩本教育長 森 教育指導課指導主事。
- 森教育指導課指導主事 まず、いじめの認知件数が増加していることに対してですけれども、法律上のいじめの定義が、これまでの反省を踏まえ、どんないじめも過少評価せず、子どもの心身の苦痛に寄り添って丁寧に対応するために定められておりますので、その認知件数が増加していることをすごく注目するのではなくて、そういう中で丁寧に対応していくことが必要であると、我々としては認識しておりますので、初期段階のいじめであろうが、一回限りのいじめであろうが、先ほどとちょっと重複しますが、学校が組織的に、積極的に認知して、必要に応じて指導したり見守ったり、解決につなげることが重要だと思っております。

また、家庭への周知ですが、リーフレットだけではなくて、今後、先ほどのいじめ問題対策連絡協議会でも、せっかくいろいろな関係機関や保護者代表の方、市民代表の方もいらっしゃいますので、そこで、今現在リーフレットのようなものを作成して、また、そこをいろいろな関係機関を通して周知していただけるように努めていきたいのと、あとは、学校同士になりますけれども、学校も学校で定めているいじめ防止基本方針であったり、また学校で集まる保護者会とかPTAの会とかでも、いじめのことを取り上げてお話しするようなことも学校には提案してみたりしておりますので、そこは学校とか地域と協力してやっていきたいと思います。

石井委員

ありがとうございます。

岩本教育長

ほかはいかがでしょうか。

種田委員。

種田委員

ご説明ありがとうございます。

いじめの認知件数が増えている、増加しているというのは、全国的にそのような傾向があると思います。本当に些細な、ちょっとしたいじめ行為でも、それを数に挙げて見逃さないようにしていらっしゃると思います。

藤沢市でも、その辺、認知件数が増えていることについて、教育現場でいろいろ見守っていてくださるというふうに感じますが、実際に教育現場で、教師の先生が子どもたちにどのように対応していらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

岩本教育長

森 教育指導課指導主事。

森教育指導課指導主事 ありがとうございます。まず、学校では、いじめ防止対策基本方針というものを、必ず策定するようになっております。そちらに基づいて、一個人の判断ではなく、まずいじめを認知したら、その組織に情報を上げて、その組織の中で丁寧に事実確認を行い、どういった対応がその子にとって必要か、また、関係した児童生徒にとって必要か、また、保護者の方への支えはどういったものが必要かというものを組織で考えて対応するような形をとっております。

また、いじめをそこで指導したから終わりではなく、見守っていく期間も必要ですので、法律では、一応3か月をめどにとなっていますが、当然その後も組織で見守りをしながら、子どもたちがそのまま健やかに成長できるかどうかを、学校で見守っていくような、そのような対応をとっていると思います。

種田委員

ご説明ありがとうございます。

あと、地域にとっても、このいじめ問題はとても難しいというか、どうしたら対策ができるかというところがありますが、地域ができることはあるのでしょうか。

岩本教育長 森 教育指導課指導主事。

森教育指導課指導主事 本市では、藤沢市子どもをいじめから守る条例の中に、「市民の役割」という記載がありまして、そちらでは、「地域社会において子どもを見守り、声掛けを行う等、子どもが地域の人々との関わりの中で社会性を育めるよう努めていただけたら」というような記載がありますので、そのようなことを考えております。

種田委員 ありがとうございます。実は私も、地域の小・中学校で、朝の挨拶運動をしております。やはり朝、登校している児童生徒に会うことは、とても大切なと思っております。継続していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

岩本教育長 はい。

今、一通り事務局への質問をいただきましたけれども、ほかに追加はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、次に、請願に対する各委員からのご意見をお願いいたします。

井沼委員。

井沼委員 私から意見を述べさせていただきます。

1番目に「ホームページに公開すること」とありますが、既にホームページで公開しているということ。

また、地域住民と協力して目標を達成するというか、いじめをなくす努力をしていくことなどの点から、今回の請願に対しては、不採択といったしたいと思います。

ただ、事務局からの説明にあったところですが、ホームページで、なかなかわかりづらいところに記載されているというお話をありましたので、そこは、わかりやすいところに記載をしてほしいというところはあります。ここは、加えてよろしくお願ひいたします。

岩本教育長 はい。

ほかはいかがでしょうか。

種田委員。

種田委員 この請願の内容の1番ですが、年間のいじめの認知件数については、ちょっとわかりにくいかかもしれません、藤沢市のホームページで公開されています。

それで、月間のいじめの認知件数をどこかで報告する、公開するということはとても難しいことだと思います。教育現場でそれができるかというと、とても大変だと思うので、そこは、ちょっと難しいと思っております。

そして2番の、数値目標の設定ですが、数値目標を出して、それに向かって公開して、みんなで力を合わせて、というのは、何かちょっと異質なものを感じます。数が多いとか少ないではなくて、やはり中身だと思うので、数値目標は立てないほうがいいのではないかなと思います。

3番は、日頃からその目標を達成するように、学校も家庭も地域も活動している、動いていると思います。

そういう状況で、月間の認知件数あるいは数値目標、これに取り組むのはとても大変なので、私は、この請願について、不採択とさせていただきます。

岩本教育長

はい。

ほかはいかがでしょうか。

石井委員。

石井委員

私の意見を述べさせていただきたいと思います。

請願者の方がおっしゃられるとおり、いじめ、お子様が心や体に傷を負うようないじめというのは少なくなつてほしいと思うところは、どなたも同じ思いではないかとは思います。

ただ、先ほど委員の方々がおっしゃられたように、数値目標を設定することによって抑止効果というか、そういったものが、明らかなものが期待されるかどうかというと、むしろそうでもないデメリットのほうが多いように、私は思います。

いじめの件数が多いということイコール悪ということではなく、やはりそこに寄り添う大人の思い、心、その寄り添い方とか、そういったことが大事なのかなと思いますので、私も、今回の請願に関しては、不採択ということにしたいと思います。

以上です。

岩本教育長

ありがとうございました。

飯盛委員。

飯盛委員

事務局の皆様から、今取り組んでいらっしゃるいじめをなくすための様々な取組について、お話を伺いました。それで、学校に対しても、家庭に対しても、地域に対してもいろいろな働きかけをされていることがよくわかりました。

私は、請願者がおっしゃっている「いじめをなくす」ということは大

変大事な問題、課題でございますので、それを実現させるためには、今取り組んでいる活動をさらに充実をさせて、井沼委員がおっしゃったようにホームページも、もっとわかりやすいところに表示するなど、そういった取組を続けていくことで、さらに成果が上がってくると考えております。

以上によりまして、新たに請願を取り入れるということではなくて、不採択とさせていただいて、今ある活動をさらに充実させていただけたいたいと考えております。

以上でございます。

岩本教育長

ありがとうございました。

皆さんからご意見をいただきましたので、これより採決に移りたいと思います。

皆さんのご意見をまとめますと、まず、いじめ撲滅に向かって努力することの大切さ、また、ホームページは、ぜひわかりやすくということ、市民と協力することの大切さ、このところの思いは同じであるということではございますけれども、今現在、年間の認知件数については、ホームページに既に公表してあるということ、これを月間にすることは難しいのではないかというご意見がございました。

また、数値目標を立てて、その数値目標に向かって、というところでございますけれども、この目標が目的になってしまっては、という懸念があることから、皆さん不採択という方向でございますので、まとめますと、ホームページの改善であったりとか、それから、いじめ撲滅へ向かうところは取り入れつつも、今回の請願につきましては、不採択ということでおろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議がありませんので、採決をいたします。

請願7第2号「藤沢市内の小・中学校における「いじめ」をなくす取組についての請願」は「不採択」ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、請願7第2号「藤沢市内の小・中学校における「いじめ」をなくす取組についての請願」は「不採択」といたします。

÷ ÷

岩本教育長

それでは、「議事」に入ります。

議案第29号「藤沢市いじめ問題調査委員会委員の委嘱に係る期間の変更について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森谷教育指導課長。

森谷教育指導課長 それでは、議案第29号「藤沢市いじめ問題調査委員会委員の委嘱に係る期間の変更について」、ご説明いたします。(議案書参照)
議案書の4ページをごらんください。

この議案を提出いたしましたのは、当該委員会において、新たな事案を調査するため専門委員を置く必要が生じたことに伴い、同規則第6条の規定により、委嘱した委員の委嘱に係る期間を変更する必要によるものであります。

藤沢市いじめ問題調査委員会専門委員の委嘱について

- 1 委員候補者につきましては、記載のとおりでございます。
- 2 の任期につきましても、記載のとおりでございます。

当該候補者は、当該委員会において、現在、別の事案を担当していましたが、このたびの委嘱により新たな事案の審議が終了するまでと、期間を変更いたします。

以上で、議案第29号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりましたが、議案第29号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等：なし)

特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第29号「藤沢市いじめ問題調査委員会委員の委嘱に係る期間の変更について」は、原案のとおり決定いたします。

÷ ÷

岩本教育長 以上で、本日予定いたしました審議する案件は全て終了いたしました。委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(該当委員：なし)

÷ ÷

岩本教育長 それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。
次回は、2026年（令和8年）1月15日、木曜日、午後4時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎8階8-1・8-2会議室において開催予定ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、繰り返しますと、次回の定例会は、1月15日、木曜日、午

後4時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎8階 8-1・8-2
会議室において開催予定といたします。

÷ ÷

岩本教育長 以上で、本日の審議日程は全て終了いたしました。

どうもありがとうございました。

一同 ありがとうございました。

午後5時35分 閉会